第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年11月１日
担　当　課	国保年金課

契約業者名・住所	株式会社アイネス　東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目３８番地１１号
工事等の名称	後期高齢者医療関係帳票作成等業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種　別	情報処理
工事等期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日
契約金額	２２，４３５，２２９円
工事等の概要	後期高齢者医療制度業務を遂行するにあたり、必要となる帳票（納入通知書等）の作成を行う業務
随意契約の理由	地方公共団体の電算処理を民間業者に委託するにあたっては、作業の正確性及び作業に伴う個人情報、行政事務の機密等の保護が必要である。そのため、委託業者には高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大きい。 株式会社アイネスにあっては、上記条件を満たすとともに、旧ホストコンピュータシステムからオープンシステムへの移行に伴い、平成１９年１１月２６日から本稼動したパッケージソフト「Ｗｅｂ－Ｒｉｎｇｓ」の開発業者であり、平成２０年４月１日から開始した後期高齢者医療制度にも当初から運用に携わり、システム内容を熟知しているため、データの授受やスケジュール調整等の連携がスムーズに行えることから、本業務を履行するに最も適当な委託業者であると認められる。 したがって、本業務については、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号及び松戸市財務規則第１３８条第１項第１号の規定を適用し、株式会社アイネスを相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。